

最高情報セキュリティアドバイザー等連絡会議について（案）

日 付
情報セキュリティ対策推進会議決定

1. 政府全体の情報セキュリティ対策を推進するため、情報セキュリティ対策推進会議からの指示又は同幹事会からの要請を受け、情報セキュリティ対策に係る統一的な実施手順や各府省庁に共通する課題の分析・解決方法について検討を行うとともに、各府省庁が作成する情報セキュリティ報告書等について助言等を行い、各府省庁における知識・経験の共有を図る体制として、「最高情報セキュリティアドバイザー等連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。
2. 連絡会議の構成員は、各府省庁の最高情報セキュリティアドバイザー及び情報セキュリティ対策推進会議に参加する有識者とする。ただし、連絡会議は、必要があると認める場合は、構成員及びオブザーバーを追加することができる。
3. 連絡会議に主査を置く。主査は、情報セキュリティ対策推進会議に参加する有識者とする。
4. (1) 連絡会議は、個別具体的な項目について専門的検討を行う必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置する。
(2) 連絡会議は、連絡会議の構成員から、ワーキンググループにおける主査（以下「WG主査」という。）を置く。
(3) ワーキンググループの構成員は、連絡会議の構成員及びオブザーバーでWG主査が認める者並びにWG主査が必要と認める有識者とする。
(4) ワーキンググループは、必要に応じ、その検討状況等を、連絡会議に報告する。
5. 連絡会議は、必要に応じ、その検討状況等を、適宜情報セキュリティ対策推進会議又は同幹事会に報告する。
6. 連絡会議の庶務は、警察庁、総務省、経済産業省及び防衛省の協力を得て、内閣官房において処理する。
7. 前各項に掲げるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議において定める。